

平成 29 年度 「まちなか元気応援助成金」公募要項

特定非営利活動法人にぎわい

【目的】

十日町市中心市街地に新たなにぎわいを創出することで活性化を図るため、その担い手となる団体・グループの活動を応援する公募型の助成金交付事業を、下記のとおり実施します。

記

1. 助成事業の内容

これからまちなかでのにぎわいを創出する新たな取り組みを始めようという団体・グループを大きく育てていくため、助成するものです。

2. 助成対象者

団体・グループ及びそれらで構成される実行委員会等

(注) 団体・グループの法人格は問いません。

3. 助成対象事業

次の①から⑥をすべて満たす、イベント・セミナー等・その他新たなにぎわい創出効果が期待できる事業。

- ①その全部又は一部が十日町市中心市街地で実施されるもの
- ②まちなかの新たなにぎわい創出が期待できるもの
- ③まちなか（地域）の活性化を目的としたもの
- ④不特定多数の市民や来街者等を対象としたもの（応募者又はその関係者を主な対象としたものは助成対象外）
- ⑤既存イベント等との差別化や工夫が明確に判断できるもの（原則、既存イベント等の継続のみを目的としたものは助成対象外）
- ⑥助成金の交付決定日以降、平成 30 年 3 月 31 日までに完了するもの

4. 助成対象経費

助成対象事業の実施のために必要と認められる次の経費。

- ア) 謝金（講師謝礼・出演料など）
- イ) 旅費（原則、講師等に支払われるものに限る）
- ウ) 消耗品費（助成対象事業のみに使用されるものに限る・備品等は除く）
- エ) 印刷費（ポスター・チラシなど）
- オ) 通信費（告知のための郵送料など）
- カ) 会場費（使用料・設営費など）
- キ) その他、助成対象事業実施のために最低限必要と認められる経費

5. 助成額

次のうち少ない方の額を上限に、審査により決定する。

助成対象経費の総額の10分の10又は5万円（千円未満切り捨て）

6. 公募期間

随時

7. 応募方法

別記「まちなか元気応援助成金 応募様式」により、公募期限までに郵送又は持参。

※応募書類は審査のポイントとなります。できるかぎり詳しく記載してください。

＜書類提出先＞特定非営利活動法人にぎわい 事務局

〒948-0082 十日町市神明町 352-7（本町3丁目）

☎025-761-7230 FAX025-761-7231

E-mail : info@nigiwai.biz URL : <http://nigiwai.biz/>

※応募様式は、事務局又はホームページからダウンロードして入手できます。

8. 審査及び決定

次の方法で審査し、助成金の交付を決定します。

＜第一次審査＞

書類審査

＜最終審査＞

NPO 法人にぎわい理事会（非公開・応募者によるプレゼンテーションあり）

■プレゼンテーション

日時 第一次審査結果とともに応募者の方へお知らせします。

会場 まちなかにぎわいステーション「まちなか」（本町3丁目）

※プレゼンテーションの方法などについては、応募者の方へ別途お知らせ
します。

9. 審査基準

- ①独創性：新たなニーズや課題に対して有効な独創性を有しているか。
- ②期待度：まちなかのにぎわい創出の新たな担い手として期待できるか。
- ③継続性：活動を継続・発展させていく意思を有しているか。
- ④波及性：他団体による取り組み誘発など、にぎわい創出の波及効果が期待できるか。
- ⑤連携性：地域や他団体等と具体的に連携・協力した取り組みか。
- ⑥実現性：明確な事業目標・計画・予算・実施体制など、実現性を有しているか。

10. 審査結果

プレゼンテーション後概ね2週間以内に、すべての応募者に対して別記「審査結果通知書」でお知らせします。

なお、不採択となった理由等については一切お答えできません。

11. 助成金の支払い

交付決定時及び実績報告後（助成金額確定後）の2回とし、交付決定された応募者からの別記「請求書」提出により指定口座に振り込むものとします。その内訳は次のとおりです。

＜交付決定時＞ 交付決定額の5分の4以内（千円未満切り捨て）

＜実績報告後＞ 助成金の確定額から交付決定時に支払った額を差し引いた額

12. 実績報告

事業が完了後、すみやかに別記「実績報告書」と領収書のコピーを提出していただき助成金額を確定させてください（別記「確定通知書」でお知らせ）。

13. 交付回数等の制限

- (1) 同一の応募者に対する助成金の交付は2回を限度とし、実質的に同一と認められる場合も同様とします。
- (2) 助成金の交付を受けた事業と同一の事業に対する助成金の交付は2回を限度とし、実質的に同一と認められる場合も同様とします。

14. 情報の取り扱い

- (1) 助成金の交付が決定された場合は、団体名・代表者名・事業内容等に加え、事業の成果・今後の展開等について一般公開となることについて同意をお願いします。
- (2) 上記情報の公開は、ホームページや各種媒体によります。
- (3) 以上の事項について、応募受付をもって同意いただけただけのものとして取り扱います。

15. その他

- (1) 本助成金の交付決定を受けた事業について複数の助成金等を活用することにより、その額と本助成金の額の合計が対象経費の総額を上回った場合や、助成金の確定額が交付決定額を下回った場合など、本助成金を減額又は辞退いただくことがあります。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部を返還していただきます。
 - ア) 応募内容に虚偽又は事実と異なる記載等があることが判明した場合
 - イ) 助成対象事業の完了期限（年度内）までに事業が完了しなかった場合
- (3) 本助成金交付にあたり、本要項に定めのない必要な事項は別に定めます。

【お問い合わせ】

特定非営利活動法人にぎわい（午前9時から午後6時・土日祝日を除く）

☎025-761-7230 FAX025-761-7231

E-mail info@nigiwai.biz ホームページ <http://nigiwai.biz/>

★お気軽にご相談ください★

本助成金への応募にかかわらず、まちなかのにぎわいにつながる活動や取り組みについてのご相談を随時受け付けています。

まちなかで「こういった活動をしてみたい」「仲間を探したい」など、お気軽にご相談ください。

その他、情報提供も大歓迎です。まずは事務局までご一報を>>>